

富士川町特定事業主行動計画



富士川町長
富士川町教育委員会
富士川町議会議長

1 計画の目的

本計画は、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)に基づき、富士川町長、富士川町教育委員会及び富士川町議会議長が策定するものです。

全ての職員が仕事と家庭生活を両立し、その個性と能力を十分に発揮できる職場環境の整備を進め、職員のニーズに即した次世代育成支援対策及び女性職員の活躍を推進するための取組を計画的かつ着実に実施することを目的としています。

2 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。

3 計画の推進体制

- ① 次世代育成支援対策及び女性職員の活躍を効果的に推進するため、課長会議等による行動計画推進体制を確立します。
- ② 啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等により、計画の内容を周知します。
- ③ 本計画の実施状況について、年度ごとに関係課等と連携し、実施状況や職員ニーズを把握し、今後の対策や計画の見直しを図ります。

4 実施状況の公表

次世代育成支援対策推進法に及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、本計画の実施状況を毎年度、本町のホームページで公表します。

5 具体的な取組と数値目標

(1) 年次有給休暇の取得促進

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年次有給休暇の平均取得日数	8.9日	9.9日	10.4日

【取組】

- ・年次有給休暇取得計画に基づき、各所属において取得計画を策定する。
- ・各課長は、担当職員の年次有給休暇の取得状況を定期的に把握し、計画的な取得を指導する。
- ・把握した取得状況を分析し、業務分担の見直しを定期的に行うことで、各職員の業務量の平準化を図る。

【目標】

年次有給休暇の平均取得日数を、一人当たり12日以上とする。

(2) 時間外勤務の削減

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1月当たりの平均時間外勤務	7.4時間	7.4時間	5.7時間

【取組】

- ・時間外勤務時間の上限（45時間/月、360時間/年）を超えることがないように、管理職員に対して時間外勤務削減の指導をする。
- ・ノー残業デーの周知徹底を図るとともに、管理職員が職員に定時退庁を勧奨する。
- ・時間外勤務の原因の分析、対策等を行う。

【目標】

職員1人当たりの時間外勤務時間を、1人当たり月平均5.0時間未満とする。

(3) 育児休業等の取得促進

項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度
育児休業取得率	男性	0%	0%	0%
	女性	100%	100%	100%
男性職員の配偶者出産休暇取得率		100%	100%	100%
男性職員の育児参加のための休暇取得率		100%	100%	100%

【取組】

- ・男性職員が育児休業、配偶者出産休暇、育児参加休暇等を取得できるよう、管理職員は取得しやすい職場環境の整備に努める。
- ・制度の理解と活用を推進するための資料を作成し、制度の周知を図る。
- ・妊娠中や育児休業等の取得前後において、円滑な復帰を促すため、所属課との連絡体制の確保等、必要な支援を行う。

【目標】

- ・男性職員の2週間以上の育児休業の取得率を85%以上、配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率100%を維持する。
- ・女性の育児休業の取得率100%を維持する。

(4) 女性職員の活躍推進に向けた取り組み

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
採用した職員に占める女性職員の割合	37.5%	66.7%	80.0%
職員に占める女性職員の割合	47.0%	48.5%	49.4%
管理職に占める女性職員の割合	31.1%	35.6%	37.5%

※各年度4月1日時点

【取組】

- ・平等取扱いの原則、成績主義の原則を踏まえ、意欲と能力のある女性職員の採用に努める。
- ・女性職員を多様なポストに積極的に配置する。
- ・課長、課長補佐、リーダーの各役職段階における人材確保を念頭においた人材育成を行う。

【目標】

- ・女性職員の採用割合を平均40%以上とする。
- ・女性管理職の割合35%以上を維持する。